

東大阪市公告第 2 1 3 号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公告する。当該書類は、本市税務部市民税課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 1 0 月 2 3 日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

東大阪市長 野 田 義 和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報		市民税関係書類 東大阪税市第 1 8 4 4 号

別紙

No 氏名

1	山下 秀雄
2	浦久保 麻衣
3	長井 一馬
4	WANG JIWEN 王 継文
5	NGUYEN THI NGOC NU
6	千葉 真吾
7	番場 勇雄
8	NGUYEN HUU AN
9	藤本 孝哉
10	TRAN THI MY YEN
11	CAO THI PHUC
12	大谷 飛雄吾
13	BEN ABBOU MOHAMED
14	岡本 一輝
15	NGUYEN ANH TUAN
16	CHANG HSIN FANG
17	吉田 亮
18	荒 正幸
19	久保 考司
20	谷口 公基
21	川村 国弘